

今後の大学教育部会における審議事項について

1. これまでの審議状況について

第7期の大学教育部会においては、これまで大学の質保証の充実の観点から大学設置基準や認証評価制度の改善等について審議を行うとともに、大学設置基準等の制度改正等（届け出設置制度の改善のための学位規則の改正、インターネット大学に適用される面積規定等）について審議を行ってきた。

また、大学教育部会の下に短期大学WGを設置し、短期大学の機能の充実・教育の在り方等について議論を行ってきた。

なお、第7期の大学分科会では、大学のガバナンスの在り方について審議する「組織運営部会」や、我が国の大学のグローバル化の促進について審議する「大学のグローバル化に関するワーキング・グループ」を新たに設置し、大学教育に関連する事項についても審議を行っている。

他方、教育再生実行会議においては、「今後の学制等の在り方について（第5次提言）」が取りまとめられ、それを踏まえ、本年7月29日に文部科学大臣より中央教育審議会に「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」等が諮問されている。

2. 今後の審議事項について

上記を踏まえ、大きく分けて以下のような点について、今後、審議等を行っていく必要がある。その際、可能なものについては第7期で成案を得るとともに、継続的な審議が必要なものは、第8期に審議を引き継いで行くことも必要である。

- ① 当部会におけるこれまでの審議事項
- ② 他の部会等を中心に審議が進められている事項で当部会にも関連のある事項
- ③ 文部科学大臣より中央教育審議会に諮問された事項
- ④ その他必要な事項

【具体的な審議事項について】

上述の①～③の具体的な審議事項としてはそれぞれ以下の通りである。

- ① 第7期大学分科会の審議事項関係
(大学教育の質的転換)

大学の質保証の在り方について検討

【資料3】

※設置基準等の明確化、認証評価制度の在り方、質保証に係るシステム間（設置基準、設置認可、認証評価等）の相互の連携の在り方 等

(短期大学の機能の充実)

短期大学WGの審議まとめを踏まえ、必要に応じ短期大学の在り方について検討【資料2】

② 他の部会等の関係

(大学のグローバル化に関するワーキング・グループ)

「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、我が国の大学と外国大学とのジョイント・ディグリー（複数大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位）を可能とするための大学設置基準等の改正について議論し、平成26年6月に大学分科会で諮問を行い、答申を得たところであり、今後、パブリック・コメントを実施し、大学設置基準等を改正、施行予定。【参考資料1】

(組織運営部会)

大学のガバナンスの在り方について審議を行い、本年2月に、大学分科会として審議まとめを取りまとめ。当該まとめでは「高度専門職」の設置や恒常的な大学事務職員のスキル向上のためのSDの義務化等、大学設置基準等の改正につながる事項も提言。【参考資料2】

(高大接続特別部会)

大学入学者選抜等をはじめとする高大接続の在り方について審議中。当該審議においては、認証評価における大学入学者選抜の評価の充実等についても検討が行われている。【参考資料3】

③ 文部科学大臣からの諮問事項関係

本年7月29日の文部科学大臣諮問の高等教育機関における編入学等の柔軟化に関する検討事項

- ・グローバル化に対応した大学及び大学院における入学資格の在り方（現行の12年及び16年の課程の修了要件の緩和）【資料4-1】
- ・高等学校専攻科や職業能力開発大学校・短期大学校等の学校以外の教育施設から大学への編入学等の在り方【資料4-2】【資料4-3】
- ※ 第6期の大学教育部会では、大学校における学修の単位認定に係る必要な制度改正（告示改正）を含め、職業能力開発大学校等からの大学への編入学等の在り方について審議を実施。

3. 今後の審議スケジュールについて

各審議事項についてのスケジュール（案）については別紙のとおり。

大学教育部会における審議事項のスケジュール（案）

